

福祉サービス第三者評価結果表

第三者評価機関

名 称	NPO 法人福島県シルバーサービス振興会
評価実施日	平成21年12月24日・25日
評価調査者番号	1908
	1816

事業者

名 称 (法人名)	福島県ばんだい荘わかば (社会福祉法人 福島県社会福祉事業団)	種 別	知的障害児施設
代表者氏名	園長 遠藤 次雄	定 員 (利用者数)	40人 (34人)
所在地	〒969-3283 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1		
連絡先	電話番号：0242-65-2711 F A X 番号：0242-62-2576 ホームページアドレス： http://www.fukushima-sj.jp/bandai_wakaba.html メールアドレス：bandaisou@snow.odn.ne.jp		

総 評

<p>特に評価の高い点</p> <p>1. 福祉サービスの基本方針と組織 管理者の責任とリーダーシップについて</p> <p>サービス評価委員会を設置し、全職員で自己評価を毎年行い、また、施設サービス評価外部委員に依頼し施設モニター活動(第三者評価)を年に2回実施している。評価結果(自己評価・第三者評価)を基に現状分析し、具体的な改善計画を立て、質の向上に努めている。</p> <p>さらに、管理者は、財務・人事・労務の面から業務分析を行っており、業務の効率化と改善に向けた取り組みにつなげている。職員が満足して業務にあたっており、管理者のリーダーシップが大いに発揮されて安心して働ける職場となっている。</p> <p>2. 組織の運営管理 経営状況の把握について</p> <p>管理者は全国会議等で外的な動向を的確に把握するための情報収集に努めており、把握した情報を施設計画に反映し、データを分析し経営課題の検討を行っている。</p> <p>人材の確保・育成について</p> <p>人材管理については、法人と一体化して取り組んでいる。そのため、職員採用計画があり、資格取得を推奨し、職務専念の義務免除制度も整備されており、職員の定着が図られている。また、法人の「職員研修基本方針」に基づき研修計画を作成</p>

し、人材育成に取り組んでいる。「職員研修履歴カード」により、研修受講状況を確認しながら、全職員の研修受講の機会を確保しており、外部研修参加者による施設内伝達研修が実施されている。

安全管理について

「リスクマネジメント実施要領」に基づき利用者の安全確保のための管理体制も整備されている。毎月、リスクマネジメント委員会を開催し、利用者のリスク状況一覧表を作成し、職員間で情報を共有しながら、ヒヤリハットの分析や事故防止対策を検討している。また、感染症対策委員会も毎月開催されており、利用者の急変時の対応等について取り組んでいる。さらに、毎月1回以上、様々な状況を想定した災害訓練を消防署や地域の人との協力を得て実施している。

地域との交流と連携について

地域療育等支援事業、相談支援事業だけでなく、日中一時支援事業、短期入所事業も行っている。また、地元中学生の体験実習を毎年受け入れ、会議室・体育館・グランド等の施設開放、専門的な講習会・地域住民の生活に役立つ研修会等の開催、地域の人を施設に呼び込む活動等も実施している。施設が有する機能を十分に地域に還元している。

3. 適切な福祉サービスの実施

利用者本位の福祉サービスについて

理念や基本方針に利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示しており、基本的人権（身体拘束廃止や虐待防止）への配慮に関する委員会を開催し、検証している。また、毎月委員会の目標を掲示して周知を図り、職員倫理綱領の自己チェックによる検証も行っている。

また、利用者満足の向上のために、お客様相談会（園長・次長、第三者委員等との相談会）聞き取り調査、自治会等で出された利用者の意見等を反映し、取り組んでいる。

さらに、苦情解決体制（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置等）が整備されており、入所前に仕組み等を説明し、施設内に掲示し周知を図っている。利用者や家族からの苦情に対しては迅速に対応し、結果を法人のホームページに掲載している。

日常生活支援について

毎年、身長と体重を基に一人ひとりの食事摂取基準を一覧表で整理し、定期的に栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画書を作成し、個別の食事提供につなげている。また、食事が楽しみなものとなるよう、嗜好調査・残菜調査・自治会の話し合い等で一人ひとりの好きな献立を把握している。

建物内に診療所があり、定期的に嘱託医師（内科、精神科）による診療日がある。看護師による薬の管理や日常の健康管理が適切になされており、利用者一人ひとりの健康記録と看護記録に整理して記録されている。また、保健福祉事務所の歯科衛生士の指導で口腔ケアも行っている。

改善を要する点

1. 福祉サービスの基本方針と組織

理念や基本方針の周知について

法人の理念や理念に基づく基本方針は職員の行動規範になるものであり職員には十分周知し理解を促すことが必要である。そのため、管理者は日常的に職員と話し

合い意識付けをすると共に事業所内に掲示するなど、一層の周知を図られるよう望む。

中・長期計画を踏まえた事業計画の策定について

中・長期計画の内容が各年度の事業計画に反映されることが必要であり、事業計画には、実現可能かどうかの数値目標を掲げ、実施状況の評価が可能な計画を策定することが望ましい。

2. 適切な福祉サービスの実施

ケアサービス実施記録の適正記載について

ケアサービスの実施計画に基づく個別支援内容の記録は職員の情報の共有化と評価・見直しの根拠になるものであることから具体的な実施記録方法を工夫されたい。

第三者評価に対する事業者のコメント

今回、福祉サービス第三者評価を受審し、客観的に高い評価を得ましたことについては、法人並びに施設とも喜びとするところであります。

しかしながら、改善を要する点としてご指摘を受けました事柄をはじめ、聴き取り調査の中でご助言頂きました事柄については一つひとつ改善計画を立て、良質なサービス提供に邁進して参りたいと考えています。

評価結果

別紙のとおり